

「理念」を「実践」に移す改革

二松学舎大学教職課程センター特任教授 やすだ かずお
安田 一夫



1 改革のキーワードを踏まえる

新たな学習指導要領の実施に向け、現在、全国の各高等学校において新教育課程の編成に向けた準備が着々と進められている。今回の改訂の背景を踏まえると、「社会に開かれた教育課程」という言葉に示されるように、生徒や保護者はもとより、地域の教育的ニーズの把握や、効果的かつ効率的な教育活動を実現するための地域の様々な教育資源の活用について検討することなど、これまで以上に教育課程の編成に向けた準備には時間がかかると考えられる。

一方で、生徒が身に付けた「知識及び技能」を基に「思考力、判断力、表現力等」を発揮して課題を解決する場としての授業を工夫・改善するためには、「教科等横断的」という言葉で示されるように、既存の教科・科目の枠だけでなく、「学校設定教科・学校設定科目」についての検討も想定される。

各学校において教育の理想を追求し特色づくりを推進するためには、校長先生のリーダーシップの下、先生方が新学習指導要領の目標を踏まえ、教育課程の編成に係る議論を積み重ねることが大変重要である。その議論が深まり、さらに教科の枠を越えて指導の工夫・改善に向けた議論にまで発展させることができれば、「教育課程経営」も軌道に乗るものと考えられる。

2 「手法」を具体的に考える教育改革

新学習指導要領に示された目標や考え方は、これまでのものと大きく変わるわけではないと私は考える。育成すべき資質・能力の三つの柱として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」が示されているが、これらは高等学校における学びの目標の根本なのであって、今に始まったことではない。しかし、目標掲げるだけでは実現はない。目標達成のための「手法」を具体的に考え、それを確実に実践しなければ、机上の空論に終わってしまう危険性がある。

私たち教育に携わる者は、この「手法」について十分に研究し、確実に実践しなければならない。各学校においては、全教科を通じて生徒にどのような力を身に付けさせるのかを改めて明確にし、そのために「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、その結果「何ができるようになるか」という学びの意識を生徒に浸透させる。そして、授業では「教科書（教材）ありき」ではなく、生徒の状況に応じて單元ごとの大きな学習テーマを示し、教材の精選や開発も含め、生徒が主体的・対話的に学べる場面をつくることが重要だ。

3 教科の枠を越えて議論する指導内容

各教科・科目の学習については、指導方法の工夫・改善、評価の改善等により、生徒たちは知識や技能を幅広く身に付け、一定の成果を

上げてきたのではないか。しかし、社会生活において、これらが「生きて働く知識・技能」となっているかどうかについては、まだまだ課題があると考ええる。生徒たちが将来、激しく変化する社会の中で力強く生き抜くために、授業を通じてこの「生きて働く知識・技能」を高めるには、生徒同士互いに協力し、課題を解決する場面が必要だ。このことを踏まえ、各学校においてどのような教育課程を編成し、どのような授業改善を図って生徒の学びに向かう意欲を高めていくのかを、改めて検討していく必要がある。そこで重要なのは、「社会に開かれた教育課程」「教科等横断的」という視点であると考ええる。

「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」の指定校で研究が進んできた「クロスカリキュラム」は、この教科等横断的な学習指導を実現するために大いに参考になる。学習指導の目的や目標が明確になれば、各学校において生徒の発達段階や学力の状況を踏まえつつ「総合的な探究の時間」をはじめ、様々な場面で実践することが可能である。

例えば、「健康志向の食生活の一環として美味しい糠漬けの作り方について研究し発表する」を掲げたとする。この研究の意義については、家庭や保健に関係するところであり、研究を行うためには、無農薬野菜の育て方、有機農法などの農業の知識が、また、糠床による発酵の仕組みを理解するためには化学の知識が必要である。試行錯誤し調査研究する段階では数学的な知識も必要になるし、研究結果をまとめて発表するには国語の能力も問われる。このように、教科等横断的な発想に立って指導することによって、生徒が「主体的・対話的で深い学び」を実感し、大きな達成感を味わうことができると考える。

このような学習では、学校全体で計画的に取り組むことが前提となる。そして、いかにテーマを設定し、専門的な機関や地域人材に協

力してもらうかが重要だが、これらについて教科の枠を越えて議論するのも「社会に開かれた教育課程」の実現につながる。

4 改革の理念を受け継ぐ若手教員の育成

教職課程の授業で、新学習指導要領について、改訂の背景や実現目標をはじめ、教科の役割や各科目の特性など、学生たちとともに学んでいる。将来教職を目指す学生たちと接して感じるのは、彼らが教育界における変化（学習指導に関する考え方、学校行事や部活動のあり方、働き方改革など）について敏感に捉え、特に教科指導に関しては授業改善の必要性や方向性について自分なりの理想を掲げているということだ。今後、教育実習、採用選考を経て実際に教壇に立ってからも、今持っている理想をそのまま持ち続けてほしいと願っている。

先日、「私が目指す教師像」について学生同士で語り合う場面があった。その中で、ある学生が「皆さん高校時代に習った〇〇が社会生活に役立っていると思いますか？」という質問をした。すると、他の学生が一様に首を横に振るという場面があった。私は一瞬どきとした。一方、ある学生が、「私が教師を志したのは高校時代の担任の先生のおかげで、その先生が語ってくれた、学習の目的についての話にはとても感動しました。」と言っていたので、救われた気がした。

学校現場には、今後ますます若手教員が増え、教科指導や生徒指導、進路指導など、日々試行錯誤を繰り返しながら成長していくだろう。高校の先生方は、先輩として、プロフェッショナルとして、こうした若手教員の成長を支援し見守ってくださると思っている。私は直接の支援はできないが、彼らが教員としての理想を持って教壇に立てるよう授業を通じて助言し送り出したい。

高等学校における学習評価及び指導要録の改善について

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会では、新学習指導要領下での学習評価の在り方について検討を進め、平成31年1月に「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(以下「報告」という。)を取りまとめた。それを受けて、文部科学省では、30文科初第1845号文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(以下「通知」という。)を平成31年3月29日付けで発出したところである。以下、今回の報告や通知で示された学習評価と指導要録の改善のポイントについて、紹介する。

1 学習評価の改善の基本的な方向性

学習評価とは、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価し、教師の授業改善及び児童生徒の学習の改善を図り、資質・能力の向上に資するためのものである。報告においても、学習評価により子供たちの学習の成果を的確に捉え評価することはもちろんのこと、評価の結果を教師が次の指導の改善に生かすこと、すなわち「指導と評価の一体化」が重要と改めて指摘された。この指導と評価の一体化は、今回の学習指導要領改訂で明文化された「カリキュラム・マネジメント」及び「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」においても重要な役割を果たす。

しかしながら、学習評価の現状については、

「学期末や学年末の事後的な評価に終始してしまうことが多く、学習評価の結果が児童生徒の学習改善につながっていない。」などの課題が見受けられることが、報告において指摘されている。学校における働き方改革が喫緊の課題となっている中で、学習評価の抱える課題を克服するためにも、真に意味のある学習評価を通して、指導と評価の一体化を実現できるよう学習評価を改善することが求められた。このことを踏まえて、報告において、

- ・児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと。
- ・教師の指導改善につながるものにしていくこと。
- ・これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

の三つの基本的な方向性が示された。この方向性に基づき、報告や通知においては、具体的な改善案が示されている。

2 各教科に係る学習評価の改善点

(1)観点別学習状況の評価(観点を3観点に整理)

今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理している。新学習指導要領下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の

観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することとされた。

また、報告において、高等学校の観点別学習状況の評価の更なる充実とその質を高めることの必要性について言及されたため、通知において、高等学校の観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式にも各教科等の観点別学習状況を記載する欄が設けられた。

(2) 評定

評定については、各教科等の観点別学習状況の評価の結果を総括的に捉え、教育課程全体における各教科の学習状況を把握することが可能なものとして、今後も学習評価に位置付けることとされた。学習評価の結果の活用にあたっては、観点別学習状況の評価と評定の双方の特徴を踏まえつつ、その後の指導改善等を図ることが重要である。

3 高等学校の特別活動の記録

次に、教科以外に係る学習評価については、「総合的な探究の時間の評価」や「特別活動の評価」の参考様式が変更となった。特に、今回は大きく評価方法等に変更があった特別活動について説明する。

従前、高等学校の特別活動における生徒の活動の状況については、主な事実及び所見を文章で記述することとされてきたところ、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動状況にあると判断される場合に、○印を記入することとされた。評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において定めることとされた。

なお、高等学校においては移行期間中であるが、特別活動については、すでに先行実施されており、今回改善等通知で示した学習評

価が適用されるのは、令和4年度に入学する生徒からであることにご留意いただきたい。

4 大学入学者選抜の改善

最後に、今回の学習評価の改善を踏まえた大学入学者選抜の改善について述べる。

学習評価は学習や指導の改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではない。したがって、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが求められる。特に、今後の大学入学者選抜については、国において、新高等学校学習指導要領の下で学んだ生徒に係る「令和7年度大学入学者選抜実施要項」の内容について令和3年度に予告することとしており、予告に向けた検討にあたっては、報告および通知の趣旨を踏まえ、以下に留意して検討を行う予定であることが、通知において示された。

- ・各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。
- ・指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理した上で検討すること。

5 まとめ

改善された学習評価は、新高等学校学習指導要領の実施に伴い実施される。設置者や学校においては、新学習指導要領の下での適切な学習評価の実施に向けた準備を進めていただきたい。

新学習指導要領が目指すもの

県教育庁教育振興部学習指導課

平成30年3月30日、新高等学校学習指導要領が告示された。今回の改訂は、平成21年に公示された現行学習指導要領以来およそ9年ぶりの全面改訂となる。近年、知識・情報・技術をめぐる変化は加速的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。こうした時代に生徒一人一人が受け身ではなく、主体的に向き合い、自らの可能性を発揮し、生きていく力の育成が必要不可欠となっている。

今回の改訂では、生徒たちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、これからの社会に求められる資質・能力を生徒に確実に育成することを目指したものである。

新高等学校学習指導要領は、令和4年度入学生から、年次進行で実施されることとなる。

1 今回の改訂の基本的な考え方

今回の改訂では、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かすとともに、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、次の2点を挙げている。

(1)生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

(2)知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂であること。

2 育成を目指す資質・能力の明確化

まず、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理している。次に、「何を学ぶか」では、学習内容の削減は行わず、各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示している。そして三つ目に「どのように学ぶか」では、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業の改善を示している。

このように、学校教育を通じて生徒が身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を、「学びの地図」として構造化したの

が、今回の学習指導要領の目指す方向性である。



出典：「新しい学習指導要領の考え方」(文部科学省)

3 知識の理解の質を高め資質・能力を育む 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

生徒が、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解するなど知識の理解の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって学び続けることができるようにするためには、これまでの教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

学びの質を高めていくための授業改善の視点が「主体的・対話的で深い学び」である。これはいわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善であるが、形式的な対話やグループ活動を取り入れた授業や特定の指導の方法を目指した技術の改善にとどまるものではなく、生徒たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものである。そして、どのような資質・能力を育むか

という観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。

特に、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高校生一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に求められる。

4 各学校における「カリキュラム・マネジメントの確立」

各学校においては、教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習を充実する必要がある。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善には、単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要とされている。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することがとても重要になってくる。

実際に各学校が行うマネジメントについて、次の三つの側面から見てみる。

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、

評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。

- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

このような視点で、全教職員が、カリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、毎時間の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組むことが必要である。

5 教科・科目等の構成の見直し

今回の改訂においては、「共通性の確保」と「多様性への対応」の観点を軸に、教科・科目等の構成の見直しを図っている。

例えば、国語科においては、指導の中心が教材の読み取りに偏りがちで、論述したり議論したりする学習が十分に行われていないなどの課題を踏まえて、「現代の国語」と「言語文化」の2科目を必修科目として新設し、選択科目として「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」が新設された。

地理歴史科においては、持続可能な社会づくりを目指し、地理的環境と人間の営みとの関わりに着目して現代の地理的な諸課題を考察する「地理総合」及び課題解決を視野に入れ、世界とそこにおける日本について、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察する「歴史総合」を、公民科においては、現代社会の諸課題の解決に向けて、自己と社会の関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等について考察する「公共」が、それぞれ必修科目として新設された。

6 教育内容の主な改善事項

(1)言語能力の確実な育成

科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成を図ることとしたこと。(国語)

学習の基盤としての各教科等における言語活動(自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめること等)を充実したこと。(総則、各教科等)

(2)理数教育の充実

理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視(数学、理科)するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動を充実させたこと。

(理科)

必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実させたこと。(数学)

将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設したこと。(理数)

(3)伝統や文化に関する教育の充実

我が国の言語文化に対する理解を深める学習を充実させたこと。(国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」)

政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色(地理歴史)、我が国の先人の取組や知恵(公民)、武道の充実(保健体育)、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容を充実させたこと。(家庭)

(4)道徳教育の充実

各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定したこと。(総則)

公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方、生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することを明記したこと。(総則)

(5)外国語教育の充実

統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り・発表〕」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目(「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」)や、発信力の強化に特化した科目を新設したこと。(「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)

小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力の着実な育成を図ることとしたこと。

(6)職業教育の充実

就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成(総則)、職業人に求められる倫理観に関する指導を充実したこと。(職業教育に関する各専門教科)

地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善したこと。

産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」(工業)、「観光ビジネス」(商業)、「総合調理実習」(専門家庭)、「情報セキュリティ」(専門情報)、「メディアとサービス」(専

門情報)を新設したこと。

(7)その他の重要事項

初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記されたこと。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を踏まえて、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実を図ることとしたこと。

各教科におけるコンピュータ等を活用した学習活動を充実させたこと。

部活動においては、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒への教育課程について定めたこと。

障害のある生徒に対する通級による指導における個別の指導計画等の全員作成や単位習得の認定の際の配慮事項、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫について定めたこと。

7 おわりに

これからの社会がいかに変化し、予測困難になっても、生徒一人一人が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動できる力、つまり「生きる力」をいかに育んでいけるかが求められる。

そのために、新高等学校学習指導要領が着実に実施されることが重要であり、各高等学校においては、令和4年度からの速やかな実施への準備が求められる。

参考資料:「高等学校学習指導要領の改訂のポイント」(文部科学省)

URL:mext.go.jp/content/1421692_2.pdf